

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 7月23日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：12件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	消火系ディーゼルエンジン駆動消火ポンプの出口弁にシートリーク（1秒に1滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	3号機	原子炉隔離時冷却系機能検査（運転性能検査）において、ポンプ出口流量の測定値に目標値外れが認められたため、当該検査を中断し流量調整を行った後、検査を再開	D	
3	4号機	計装用空気圧縮機（B）の気水分離器用安全弁の吹出し口よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	5号機	原子炉圧力容器上部遮へい用コンクリートハッチ吊上げ用ワイヤロープ（4本）の点検において、直径に管理外れが認められたため、当該ワイヤロープを全数交換	D	
5	5号機	定期検査時に使用する原子炉内主蒸気配管閉止プラグ（4台）の落下防止用ワイヤロープの事前点検において、被覆に割れの発生が認められたため、当該ワイヤロープを交換	D	
6	5号機	所内ボイラ（A）の点検において、火炉内の耐火材に剥離が認められたため、当該耐火材を補修	D	
7	5号機	タービン建屋換気空調系2階フロア用冷却装置（B）用圧縮機（A）の膨張弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	5号機	取水電源室内局所空調機（A）が冷媒不足により自動起動しないため、当該空調機を点検・修理及び冷媒を補充	D	
9	6号機	電動工具の使用に伴うノイズの影響と思われる原子炉建屋排気用放射線モニタ装置（4台のうち1台）の動作による、原子炉建屋の放射能高を示す警報の発生と同時に通常換気系が自動停止し、非常用ガス処理系（A）が自動起動したため、他の放射線モニタ装置を確認及び対応検討	C	
10	集中環境施設	廃液濃縮系高電導度ドレンサンプ（A）用サンプリング配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
11	その他	海生物処理設備排ガス処理用湿式洗浄装置のレベル調整器に指示値不良が認められたため、当該レベル調整器を点検・修理	D	
12	その他	社内文書「放射性同位元素による放射線の量及び汚染の状況の測定結果報告書」及び「安全衛生委員会報告資料」の過去約2年間における、空气中放射性物質濃度の測定結果に記載誤りが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで